

官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務
プロポーザル審査委員会設置要領

（設置の目的）

第1条 奈良市における環境都市の実現に向け、本市の協働パートナーとして「官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務」を実施する事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、透明性及び公平性を確保した適正な審査を行うため、官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）募集要項の策定
- （2）提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- （3）提案書の審査
- （4）その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、3人の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、専門知識を有する者、その他市長が適当と認めた者のうちから市長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第8条の報告が行われた日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議の招集者は、会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、持ち回りにより、会議の開催に代えることができる。
- 6 委員会の会議の庶務は、環境都市推進課において処理する。

（会議の公開）

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

（報告）

第8条 委員会は審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

（守秘義務）

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年7月29日から施行する。

（この要領の失効）

- 2 この要領は、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。